

〈資料〉

ザクセンにおける地代償却の実施(Ⅱ)

松 尾 展 成

Ⅳ. Zwickau 県

i. Oelsnitz 郡

Ebersberg

1849年の請願書によれば、住民76人の当村は278Tの償却地代を支払う。

(Zeise 1965, S. 57.)

騎士領 Untermarxdorf bei Oelsnitz

1833年に領主 J. Kretzschmar (Kammercommissions-Rat 夫人)はすべての賦役を無償で廃棄した。

(Kretzschmar, S. 769. なお、この騎士領は Untermarxgrün のことであろう。Blaschkeによれば、1764年に Oelsnitz 郡で騎士領 Untermarxgrün に属したのは Untermarxgrün 村のみである。)

ii. Plauen 郡

Brockau → Netzschkau 市

Coschütz → Netzschkau 市

Foschenroda → Netzschkau 市

Lambzig → Netzschkau 市

Netzschkau 市

騎士領 Netzschkau の経営は当市と Brockau, Coschütz, Foschenroda, Lambzig, Schneidenbach 村の馬車賦役農(Wagenfröner), 犁賦役農(Pflugfröner), 耙賦役農

(Eggefröner), 手賦役農(Handfröner)の「畜賦役・手賦役によってもっぱら行なわれた。それは、農民に重くのしかかる不確定賦役であった。『農場領主は、これらの賦役が、十分でなかったために、また、旧慣とそれに基づく権利とにあまりに縛られているために、

農場経営の改良を妨げ、同時に賦役給付農民にとっても重圧的で不利であることを確信したので、貨幣補償によるその償却に関して彼らと協議にはいった……。』償却契約は1827年8月13日に締結された。1828年7月24日からすべての賦役は永久に廃止された。土地取りは考慮されなかった。消滅する賦役への補償は農民から貨幣で徴収された。』農民の数と各人の償却一時金は次の通りである。

馬車賦役農	24人	700 T
犁 賦 役 農	3人	375 T
耙 賦 役 農	1人	200 T
手 賦 役 農	17人	300 T
合 計	45人	23,225 T

これを馬車賦役農は1828—30年に3回に分割して、他の農民は2回に分割して支払った。「1828年の第1回分割払の後、残額は4%の利子を付けられた。」この償却金はAmt Plauenによって徴収され、「騎士領の抵当負債の返済」に用いられた。「農民の明確な要望に基づいて」次の一句が書き込まれた、『今後20年の間に一般的国法によりすべての賦役が権利者に対してまったく無償で廃止される場合には、この契約は締結されなかったと見なされ、支払済みの補償金計23,225 Tは払い戻されるべきである』と。「農民の間に拡まっていた」賦役無償廃止への期待がここに表現されている。1830年2月のザクセン償却立法委員会の調査に対して、この契約の「両当事者は、達成された成果にまったく満足している」との回答がなされた。

(Gross 1968, S. 86, 209.)

Schneidenbach → Netzschkau 市

### iii. Zwickau 郡

Beiersdorf → Schönfels (1)(2)(3)(4)

Cainsdorf

騎士領 Planitz に属する当村には、1662年の世襲台帳 (Erbbuch) によれば、土地保有者18人（その数は19世紀前半まで不変である）があり、馬賦役農 (Pferdefröner)、耙耕賦役農 (Eydenfröner)、手賦役農、園地農、小屋住農から構成されていた。領主的諸

負担のうち、まず、貨幣貢租たる世襲賃租と狩猟賦役金 (Jagdgeld) (単位はグルデン、G.P.) を土地保有規模 (空欄の場合はフーフエ非保有) とともに示せば、

	土地	世襲賃租	狩猟賦役金
馬賦役農	1 H	2. 8. —.	—. —. —.
〃	1 H	2. 8. —.	—. —. —.
〃	1 H	1. 19. —.	—. —. —.
耙耕賦役農	½H	1. 12. —.	—. 17. 10.
〃	½H	1. 12. —.	—. 17. 10.
〃	½H	1. 11. —.	—. 17. 10.
〃	½H	1. 18. 6.	—. 17. 10.
手賦役農	¼H	1. 10. —.	1. 5. 3.
〃	¼H	1. 7. —.	1. 5. 3.
〃	¼H	—. 17. —.	1. 5. 3.
〃	¼H	—. 17. —.	1. 5. 3.
園地農		1. —. —.	1. 2. 8.
〃		—. 20. —.	1. 2. —.
〃		1. 9. —.	1. 2. 7.
小屋住農		—. 10. 6.	—. 2. 7.
〃		1. —. —.	—. 5. 11.
〃		1. 13. 6.	—. 2. 7.
〃		—. 10. 6.	—. —. —.
合計		24. 14. —.	12. 5. 8.

貨幣貢租よりはるかに重い負担が賦役であった。しかも、農民は、自分の耕地を耕作する以前にまず騎士領の耕地で賦役をはたすべきであった。第1に、当村の馬賦役農は他の4村と共同で騎士領の耕地を無償で耕作し、収穫せねばならなかった。ただし、耙耕は耙耕賦役農によって、播種は手賦役農によってなされた。以上の11人は乾草も収穫した。園地農と小屋住農は掻き寄せ、穀物刈取り、打穀などの手賦役を義務付けられ、人数の明らかでない借家人 (Hausgenossen) は年6日の賦役を課されていた。さらに、建築賦役として馬賦役農と耙耕賦役農はすべての運搬賦役を、手賦役農と園地農はすべての手賦役をはたすべきであった。手賦役農の義務としては一定量の木材の伐採 (その木材は馬賦役農と耙耕賦役農により搬入される)、肥料の寄せ集めと撒布、亜麻・大麻・野菜の手入れもあった。

償却に関する交渉は当村では1833年11月に始まり、騎士領に対する一切の給付が1836年

1月1日から廃止された。この償却協定の承認（1841年7月）ののち償却地代は地代銀行に委託された。当村の18人の土地保有者の償却金額は3990Tであった。領主 v. Arnim はこの一時金でもって「第1にその農場経営を近代化」した。第2に領主は「この貨幣を、当村にある Königin-Marien-Hütteの再編成に用い、こうして資本主義的企業者となった。」（Gross 1967, S. 10—13.）

Ebersbrunn → Schönfels (1)(2)(3)(4)

#### Härtensdorf

1823年以前。賦役についての償却地代26T 14G, 領主放牧権について44T.  
(Jahn, S. 126.)

#### Ortmannsdorf

1823年以前。領主放牧権。償却地代97T 4G 6P.  
(Jahn, S. 126.)

#### Reinsdorf

1823年以前。賦役についての償却地代75T, 領主放牧権について146T 23G 6P.  
(Jahn, S. 126.)

Rottmannsdorf → Schönfels (1)(2)(3)(4)

#### Schönfels

騎士領 Neuschönfels 所属の5村における階層別保有地構成（1833年。ただし、カッコ内の数字は1810年）は次の通りである。

	Beiersdorf	Ebersbrunn	Rottmannsdorf	Schönfels	Unterneumark	計
1 H	—	6	3	—	1	10
$\frac{3}{4}$ H	—	1	1	—	1	3
$\frac{1}{2}$ H	2	21	—	—	5	28
$\frac{1}{3}$ H	—	8	2	—	—	10
$\frac{1}{4}$ H	—	14	5	24	4	47
園地	—	7	—	6	—	13
小屋	—	?	1	?	?	( 86)
合計	( 2)	(102)	(12)	(70)	(13)	(199)

この表の 1 H = ganze Höfe,  $\frac{3}{4}$ H = Dreiviertelhöfe,  $\frac{1}{2}$ H = halbe Höfe,  $\frac{1}{3}$ H = Eiden-

Eggen- od. Drittelgüter,  $\frac{1}{4}$ H=Herbergen od. Viertelgüter, 園地=Garten- od. Sechstelgüterである。なお、1810年の $\frac{1}{2}$ Hの計は11, 園地の計は14であり, 他のHの計は1833年と同数であった。また, 以上の他に, 借家人が1800年に5村で計40人, 1839年にEbersbrunnに30人(他の4村は不明)いた。

これらの保有地——1Hから $\frac{1}{2}$ Hまでは畜賦役保有地(Spanngut)であり,  $\frac{1}{4}$ Hから小屋までは手賦役保有地(Handgut)である。——は「ほとんど例外なく」騎士領への賦役義務を「重圧的な負担」として負っている。「騎士領の経営, その一切の耕地の耕作が, 一部は騎士領建物の維持さえ, もっぱら所領住民の賦役によって行なわれた。」1796年にこの騎士領は全体で171,500Tと評価され, それに対して所領住民(約150家族)の賦役は年額約1,500T, その資本還元額(25倍)は約37,000Tと評価されている。賦役の内容は次の通りである。

#### I. 畜賦役

1. 犁耕, 馬2頭	389日
2. 日給5G付き犁耕, 馬2頭	17日
3. 耙耕, 馬2頭と耙2台	90日
4. 日給5G付き耙耕, 馬2頭	17日
5. 幌馬車による運送	約8日
6. その他の運搬	約300日
畜賦役合計	約720日

#### II. 手賦役

1. 木材245クラフターの伐採(fällen und hacken)	約245日
2. 穀物刈取り	342日
3. 穀物の大鎌刈取り	109日
4. 一番草・二番草の大鎌刈取り	192日
5. 随意(beliebig) 賦役	206日
6. 肥料の荷役	88日
7. 打穀	約100日
8. 日給16P付き随意賦役	462日
9. 一番草・二番草の収穫と穀物の掻き寄せ	約400日

10. 豌豆・ヴェッチ・扁豆の大鎌刈取り, 乾燥, 結束	約 38日
11. 肥料の耕地撒布	約 21日
12. 騎士領での肥料集め	約 10日
13. 羊の水飼い	約 2日
14. 羊の剪毛	約 70日
15. 採草地の清掃 (räumen)	約 8日
16. 走り使い (Botschaft laufen)	約 48日
手賦役合計	約 2,300日

18世紀末頃から賦役の金納化が進み, 「1810年には84人の保有者が一定の賦役の代りに賦役金を支払っていた。」

(1) 「すでに1815年に, したがって, 1832年のザクセン償却法が公布されるはるか以前に騎士領 Neuschönfels に給付されるべき一切の畜賦役が領主と農民との自由な合意に基づいて貨幣地代に転化された。……この転化の理由として後の1824年の償却契約は次のように述べている。『これらの賦役がひきおこす出費, 賦役遂行の際に示される混乱, 経営における適時の合目的改善が賦役によって不可能にされること, これらのことは, 何時間もの距離にある賦役義務者にとって賦役の遂行によって生じる大きな不利益と結び付いて, すでに古くから騎士領所有者にも, 賦役をはたすすべての領民にも, 賦役関係の変更を希望させてきた』と。」

「1824年になると農民は, 1815年にさしあたりは年々の貨幣地代に転化されたにすぎないすべての畜賦役に関して, 一時金支払によるその完全な廃止と償却を領主と合意した。1824年……の償却契約は償却の根拠として次のように述べている。『最近約10年間(1815年以来)の経験は次のことを教えた, すなわち, 騎士領 Neuschönfels の経営が騎士領自身の家畜による耕作によって以前より改善されたことを, また, その収穫は, 賦役義務者が耕作しなかった若干の荒蕪地が今では耕地化されたために, 今や可能となった諸改良と耕地の拡大によって非常に増大したことを, そればかりではなく, 悲しむべき時勢にもかかわらず, 賦役義務者の福祉も大いに改善されたことを, 』と。1825年にザクセン国王は償却契約を承認した。……償却により騎士領所有者はすべての畜賦役農民, すなわち, 1H,  $\frac{3}{4}$ H,  $\frac{1}{2}$ H,  $\frac{1}{3}$ H保有者から合計10,206Tを得た。1H保有者は400Tを, 小規模な畜賦役保有地の保有者は比例的に少ない額を支払わねばならなかった。」——示談によ

るこの賦役償却は今一つの根拠をもっていただけると考えられる。1686年以来騎士領Neuschönfelsを所有してきた大貴族Bose伯は「その絢爛たる生活」のために「世代毎に」負債を累積させた。1796年に約171,500Tと評価されたこの騎士領は、1809年には「約112,000Tという許される最高額の抵当権を設定されていた。」即座の貨幣入手が領主にとって必要であったのである。なお、この騎士領は1831年に競売され、「僅か55,525Tで」弁護士F.M.Hempelによって落札された。

(2)「すでに1815年に領主は、騎士領の羊1,000頭の放牧を自分の土地で許さねばならなかった全農民中の多数と、羊放牧〔権〕の償却に関する契約を締結した。償却金として農民から約5,000 Tが支払われた。しかしながら人々は、この契約に必要な領邦君主の承認を求めることを忘れていた。そのために、……騎士領 Neuschönfelsが1831年に競売された時、この償却契約は認知されなかった。放牧を課された農民は、支払済みの償却金額の $\frac{1}{2}$ をふたたび破産財団 (Konkursmasse) に支払わねばならなかった。」

(3)「放牧を課された農民のうち、1815年に償却契約を締結しなかった者については、1837年に一時金あるいは地代支払による羊放牧権の償却が行なわれた。支払われるべき年地代は、土地の大きさにより1人当たり1Gから15Tの間であった。」

(4)1838年、騎士領 Neuschönfels への手賦役。償却地代は「当該の土地に課される賦役の種類と範囲によってそれぞれ異なっており、「数Gから数Tの間であった。」「農民の一部は、年地代の25倍の一時金を一括支払うことによりこの賦役を償却した。」

(Müller, S. 2, 5-7, 9, 30-34, 36, 46, 49-51, 73f., 80.)

Unterneumark → Schönfels (1)(2)(3)(4)

Weissbach

賦役の償却に関する協議は1836年に開始された。賦役の確定だけのために5日間もの協議が必要であった。償却金額についての1837年6月の協議において両当事者の主張は大きく隔っていた。領主側の代理人は「例えば犁耕1日について20Gの補償を要求したが、賦役義務者は8Gしか認めようとしなかった。」翌年1月の協議においても一切が議論の対象とされた。3月に特別償却委員会委員E.H.von Schönfelsが、補償額の確定は中立的専門家に委嘱されうる、ただし、その場合には相当の費用が必要となる、と発言すると、協議は急速に進捗し、次の補償について合意が達せられた。

犁耕1日

14G-P

夏穀物賦役 (Sommergetreidetag)・肥料荷役 1日 1 G 10 P  
 Mulde 河の漁獵 — G 8 P  
 ¼ エレの割木 1 クラフター (約 2.5m<sup>2</sup>) の伐採 5 G — P  
 (Jahn, S. 126—128.)

#### Wildenfels 市

1823年以前. 水道賦役 (Wasserfron) についての償却地代 29 T 3 G 6 P, 狩獵賦役金 58 T 4 G 6 P.

(Jahn, S. 126.)

## V. Bautzen 県

### i. Bautzen 郡

#### Brösa

18世紀末に当村で領主は 1 人の自由園地農 (Freigärtner) に 1 片の耕圃と林地を現金 200 T で売り渡した。『買い手はそれを所有地として利用……することができ、また、騎士領領主に妨げられることなく交換、売却、質入れする』ことができる。年々の賃租以外の『他のすべての貢租、賦役、租税を買い手は免除される。領主は上述の土地について、裁判権、狩獵・捕鳥権と先買権を留保する。』

(Boelcke, S. 257f.)

#### Gleina

地味肥沃な当村 (総面積 333ha) には 1844 年頃次の農業経営があった。その場合、農業

総	数	44
農業労働者		21
零細農		17
小農		2
中農		3
騎士領 (206ha)		1

労働者は 1ha 以下、零細農 (Parzellenbauern) は 1—5ha, 小農は 5—10ha, 中農は 10—20ha, 大農は 20—100ha (大部分は 50ha 以下) とされている。

当村の 1 中農は土地所有 13ha からの年平均純益が 156 T と評価されたが、地租 14 T, 賦役償却地代 23 T 19 G を支払わねばならなかった。(十分の一税、火災保険積立金などは無視されている。) したがって、彼の手もとには 110 T の「所得が残った」であろう。当時の農村における 5 人家族の最低生活費は 90 T であった。

(Hartstock, S. 66, 70, 84f., Tab. III.)



騎士領 Guttau

1788—90年に農場領主は隸役保有地(Lassnahrung)の世襲地化を、園地農保有地の場合には平均2・Tで、農民保有地の場合には5 Tで許可した。しかし、賦役・貢租は従来通りに給付されねばならなかった。

(Boelcke, S. 255.)

Kleinsaubernitz

地味の悪い当村(総面積338ha)には1844年頃次の農業経営があった。

当村の1中農は土地所有16haから年平均82Tを得るが、地租7 T, 賦役償却地代28 T (他の4人の中農も同額)を支払わねばならなかった。

(Hartstock, S. 85, Tab. IV.)

総	数	30
農業労働者		14
零細農		3
小農		1
中農		7
大農		4
騎士領(90ha)		1

Königswartha

地味の悪い当村(総面積742ha)には1844年頃次の農業経営があった。

総	数	133
農業労働者		91
零細農		26
小農		8
中農		4
大農		3
騎士領(424ha)		1

当村の1農業労働者は0.03haの宅地から年平均純益約4 Tを得た。農業労働者は1845—50年に12時間労働で1日8 G以上を得ることはできなかった。彼は年間300日就業できたとしても、80 Tを獲得したにすぎない。妻と子供たちが何がしか稼ぐことができたとしても、その収入は彼の賃金の $\frac{1}{2}$ 以上ではありえず、彼の家族の総収入

はわずか120 Tであった。それに対して、彼は地租11 G, 賦役償却地代1 T 2 G 10 Pを負担せねばならなかった。

1零細農は1.5haの土地所有から年平均純益約14 Tを得るが、地租と賦役償却地代(1 T 10 G 2 P)とのために2 T 17 Gを支出せねばならなかった。

1小農は土地所有7 haから年平均純益約54 Tを得るが、地租4 T 26 G, 賦役償却地代18 T 23 Gを支払った。

今1人の小農は土地所有9 haから年平均純益70 Tを得たが、地租と賦役償却地代の支払の後には「45 Tが残った。」

1大農は土地所有22haから年平均純益約165 Tを得たが、地租15 T, 賦役償却地代36 T以

上を支出せねばならなかった。

また、1849年の請願書によれば、当村の1農民保有地（その年平均純益130T）の償却地代は70—72T、1半農民保有地（Halbbauerngut）（年平均純益100T）のそれは37T、1園地農保有地（年平均純益60T）のそれは20Tであった。

（Hartstock, S. 66f., 70f., 79, 82, 88, Tab. IV; Zeise 1965, S. 57.）

### Kreckwitz

地味肥沃な当村（総面積318ha）には1844年頃次の農業経営があった。

総	数	35
農業労働者		7
零	細	25
中	農	1
大	農	1
騎士領	(203ha)	1

当村の1零細農は1.5haの土地所有から年平均純益約22Tを得たが、地租2Tのほかに賦役・現物貢租（Naturalpräsentationen）の償却地代、貨幣貢租、世襲隸民制地代（Erbuntertänigkeitsrente）を計5T支出した。

今1人の零細農は3.5haの土地所有から年平均純益約46Tを得たが、地租4T4Gとともに賦役・現物貢租の償却地代、貨幣貢租、世襲隸民制地代を計9T支払わねばならなかった。

（Hartstock, S. 77f., Tab. III.）

### Milkel

1840年代に当村の1農業労働者（小屋住農）は世襲・土地賃租（Grundzins）・保護料（Schutzgeld）の償却地代として3T15G、今1人の小屋住農は9T20Gを支払った。

（Hartstock, S. 71.）

### Rackel

地味肥沃な当村（総面積411ha）には1844年頃次の農業経営があった。

当村の1農業労働者は0.22haの土地所有から年平均純益約8Tを得たが、地租20G9P、

総	数	57
農業労働者		16
零	細	25
小	農	8
中	農	6
大	農	1
騎士領	(169ha)	1

賦役償却地代1T6Gを支払った。

1零細農は2.2haの土地所有から年平均純益39Tを得たが、地租3T16G、賦役償却地代6T15Gを支出した

1小農は6haの土地所有から年平均純益約80Tを得たが、地租約7T、賦役償却地代11Tを支払わねばならなかった。

今1人の小農は8haの土地所有から年平均純益約110Tを得たが、地租約10T、賦役償却

地代42Tを支払った。

1 中農は18haの土地所有から年平均純益235Tを得たが、地租21T、賦役償却地代45T 19Gを納付すべきであった。

1 大農は土地所有29haから年平均純益約370Tを得たが、地租34T、償却地代・貨幣貢租63Tを支払った。

(Hartstock, S. 66, 70, 77f., 81, 84f., 87, TabⅢ.)

## ii . Kamenz 郡

### Bernbruch

当村(総面積580ha)はKamenz市とMarienstern 修道尼院に所属し、地味が悪い。1844年頃ここには次の農業経営があった。

総	数	39
農	業 勞 働 者	12
零	細 農	5
小	農	2
中	農	3
大	農	17

当村の1零細農は3.5haの土地所有から年平均純益約27Tを得たが、地租と賦役償却地代(1T1G4P)とのために3T15Gを支払った。

1 小農は8haの土地所有から年平均純益約40Tを得たが、地租3T22G、償却地代2T17G、貨幣貢租5T21Gを支払わねばならなかった。

1 中農は14.6haの土地所有から年平均純益72Tを得たが、地租6T17G、賦役償却地代8T15G、貨幣貢租10T16Gを支払った。

1 大農は42haの土地所有から年平均純益約170Tを得たが、地租15T15G、賦役償却地代14T6G、貨幣貢租16T16Gを負担した。

(Hartstock, S. 79, 82, 86, 88, Tab. VI.)

### Cannewitz

当村(総面積143ha)はMarienstern修道尼院に属し、地味肥沃である。1844年頃ここには次の農業経営があった。

総	数	13
農	業 勞 働 者	4
零	細 農	2
小	農	1
中	農	3
大	農	3

当村の1農業労働者(小屋住農)は0.84haの土地所有から年平均純益約14Tを得たが、地租1T9G、賦役償却地代19G、貨幣貢租3T21G1Pを支払うべきであった。

1 小農は9.5haの土地所有から年平均純益約122Tを得たが、地租約11T、賦役償却地代24T22G、貨幣貢租5T10Gを納入した。

(Hartstock, S. 66, 70f., 81, Tab. V.)

### Caseritz

当村(総面積125ha)はMarienstern 修道尼院に属し、地味肥沃である。1844年頃ここ

総	数	11
農	業	勞
働	者	3
零	細	農
		1
中	農	7

には次の農業経営があった。

当村の1中農は18.8haの土地所有から年平均純益約280Tを得たが、地租24T17G、貨幣貢租6T22G4Pを支払った。彼は賦役(その償却地代額22T21G6P)を572

Tの一時金によってすでに償還していた。(当村の中農7人のうちの3人は賦役償却一時金全額を、1人はその半分をすでに支払い、残りの3人は25年間に支払った。)

(Hartstock, S. 84f., Tab. V.)

### Crostwitz

当村(総面積557ha)はMarienstern 修道尼院に属し、地味肥沃である。1844年頃ここ

総	数	72
農	業	勞
働	者	37
零	細	農
		9
小	農	7
中	農	7
大	農	12

には次の農業経営があった。

1840年に71人の保有者は賦役と現物貢租を地代総額272T9G9Pで償却した。そのうちの207T21G5Pは25倍額の一時金によって償還され、残額は地代銀行に委託された。

また、1844年頃の当村について以下の事実が知られている。

1 零細農は4.7haの土地所有から年平均純益約56Tを得たが、地租5T3G、償却地代・貨幣貢租4T16Gを支払わねばならなかった。

1 中農は11haの土地所有から年平均純益約160Tを得たが、地租14T10G、貨幣貢租10T2Gを支払った。彼の賦役償却地代12T17Gは1840年に318Tの一時金により償還されていた。(当村の16人の中農・大農が償却一時金を支払った。)

1 大農は28haの土地所有から年平均純益約310Tを得たが、地租28T、貨幣貢租8T5Gを負担していた。彼の賦役償却地代17Tは1840年に438Tの一時金により償還されていた。

(Hartstock, S. 77f., 84, 87, Tab. V; Solta, S. 87.)

### Cunnewitz

当村(総面積682ha)はMarienstern 修道尼院に属し、地味が悪い。1844年頃ここには次の農業経営があった。

当村の1農業労働者は0.8haの土地所有から年平均純益約9Tを得たが、地租24G、賦役償却地代12Gを支払った。

(Hartstock, S. 66, 70f., Tab. VI.)

総	数	29
農	業	3
零	細	4
小	農	2
大	農	20

**Standesherrschaft Königsbrück**

18世紀末に領主は個々の『農民賦役を6T、7T、8T—900Tで売却』した。  
(Engel, S. 19; Solta, S. 38.)

**Kriepitz**

1842年。Marienstern修道尼院所属の騎士領Kriepitzに対する賦役と現物貢租。当村、Wendischbaselitzの一部およびSchmeckwitzの1人と共同で償却地代319T21G（一部は25倍額の一時金で償還され、一部は地代銀行に委託された）。

(Solta, S. 89.)

**Kuckau**

(1)1848年。Marienstern修道尼院と下記の保有者の間で償却協定が締結された。

(a)打穀賦役を除く賦役（農民は不確定の魚運搬賦役と賦役金（Dienstgeld）、園地農は週1

農	民	1
園	地	11
旧	小	20
新	小	29
水	車	2
	屋	

日の賦役、小屋住農21人は不確定賦役（年平均30日）、他の30人の小屋住農はおのおの年6日の賦役と麻糸1 Stückの紡糸賦役。その給付はすでに1837/38年に停止されていた。園地農と旧小屋住農（Althäusler）19人とは世襲隷民制地代のみを、農民、水車屋、旧小屋住農

1人と新小屋住農（Neuhäusler）は、それを上回る償却地代を支払う。償却地代総額のうち22T24Gについては地代銀行委託（25倍額）。

(b)地役権（内容はPanschwitzの地役権を参照）。園地農と旧小屋住農に対して領主は合計約40Sの耕地（領主直営地Kuckauの総面積の12%、耕地の17%にあたる）を割譲した。

(2)1852年。償却対象は(i)保有移転貢租、(ii)貨幣貢租、(iii)31人の保有者が1848年の協定において一時金支払によって償却すると約定したが、まだ皆済していない償却地代、である。償却地代総額は93T22G6P、そのうち93T5G2Pは地代銀行に委託され（20倍ないし25倍額）、残りは13T13Gの一時金（20倍ないし25倍額）によって償還された。

(Solta, S. 72, 85f.)

## Laske

1850年に、領主の土地に対する村民の利用権を廃止するために、Marienstern修道尼院から計26Sの土地（領主直営地 Laskeの耕地・採草地の約16%にあたる）が割譲された。（Solta, S. 89.）

## Marienstern 修道尼院

当郡のCannewitz, Crostwitz, Cunnewitz, Höflein, Jauer, Kaschwitz, Nebelschütz, Ralbitz, Spittwitz村には、当修道尼院に所属するレーエン農民保有地（Lehnbauerngut）8½があり、その1保有地は2Hであった。1820年頃各レーエン農民は年平均40日の運搬賦役と6T12Gの賦役金を課されていた。1837年の協定により32人の部分所有者の賦役、現物貢租、賦役金は約14,666Tの一時金（約586Tの償却地代の25倍額）によって償還された。

（Solta, S. 64, 75, 90.）

## Panschwitz

(1)1841年の協定により、当村の宿屋の土地は採石場を含めて1837年から、従来の世襲借地人の所有となり、「同時に給付と反対給付が廃止された。従来の領主の反対給付の価値は領主への宿屋の給付の価値より大きかった。」その差額32T26G7Pが従来の『世襲借地地代』（Erbpachtcanon）から控除され、宿屋は今後、『一時金支払によって償還されえない地代』61T20Gを修道尼院に支払わねばならない。なお、領主は当村とKuckau村で宿屋と火酒醸造所の認可を他に与えない義務をおう。

(2)1845年にMarienstern修道尼院と別記の義務者の間で協定が締結された。償却の対象は下記のものであった。(a)園地農と旧小屋住農の不確定手賦役。すなわち、藁縄づくり、採草地の作業、溝掘り、肥料撒布、野菜の植付けと貯蔵（einlegen）、亜麻の調整（bereiten）人參畑の除草、羊の水飼い、刈取り、紡糸など。これは園地農について年平均40日、旧小屋住農について30日であった。(b)新小屋住農（Kleinhauslerともよばれる）の手賦役年6日。(c)賦役に対する領主からの食事と賃金。(d)世襲隸民制地代（園地農1人につき5G1P、小屋住農1人につき2G6P）。(e)新小屋住農の麻糸1Stuckの紡糸賦役。(f)地役権。——賦役の大部分はすでに1838年に、残りの一部分も1841年に停止されていた。

園地農と旧小屋住農に関しては(c)が「僅小ではなかった」ようで、(a)と相殺され、彼ら

園地農	7
旧小屋住農	9
新小屋住農	5

は(d)のみを償却した。しかも園地農は4 T 7 G 5 Pの、旧小屋住農は2 T 5 Gの一時金(償却地代の25倍額)を支払った。ただし、藁縄つくりの義務をおう1園地農の償却地代は(d)を含めて6 G 9 Pであり、彼は5 T 22 G 5 Pの一時金を支払った。

新小屋住農の(b)と(d)の償却地代は6 G 4 Pであり、彼は5 T 10 Gの一時金(25倍額)を支払った。

したがって、領主は(a)-(d)の償却から77 T 12 G 5 Pの一時金を受け取った。

(e)の償却地代は3 G 9 P、合計19 G 5 Pであった。

(f)地役権について。従来、各園地農は牝牛3頭と鶯鳥を、各旧小屋住農は牝牛1頭と鶯鳥を、領主の土地で放牧する権利、ないし、牝牛に綱を付けたまま耕地の縁辺などで草を食わせる権利、および、領主の穀物畑で草を抜き、採草地の縁辺などで草を刈る(begrasen)権利を持ち、それに対して彼らは領主のために1人の牛飼いと1人の鶯鳥番を提供せねばならなかった。この地役権の償却のために領主は各園地農に耕地2 S (= 1 A)、各旧小屋住農に1 Sを割譲した。この合計23 Sの耕地は領主直営地Panschwitzの総面積の8%、耕地の11%にあたる。(償却前に園地農は各1½ S、旧小屋住農は平均して¼ Sの土地を保有していたから、この領主地割譲によって彼らの土地所有は倍加した。もちろん、「園地農の3½ Sの土地は1家族を養うに十分ではなかった。」)

(3)1857年協定締結。償却の対象は(i)譲渡・相続の際の保有移転貢租(5~6%)、代金・Erbgeld 清算の際の筆耕料(Quittierkreuzer)、修道院管理人(Klostervogt)への保有変更の際の確認手数料(Konfirmationsgebühren)、(ii)年々の貨幣貢租、(iii)1841年と1845年の協定に従って支払われるべき償却地代、すなわち(1)および(2)の(e)、であった。

(i)(ii)(iii)の計は86 T 20 G 2 Pであり、そのうち77 T 2 G 8 Pは地代銀行に委託され(20倍ないし25倍額)、(iii)の一部2 T 13 G 2 Pは25倍額の一時金により、(ii)の一部7 T 4 G 2 Pは20倍額の一時金により償還された。一時金の合計は203 T 24 Gであった。

以上を総計して修道院は一時金281 T 6 G 5 Pと額面1,500 T以上の地代証券とを当村から受け取り、約23 Sの耕地を割譲した。

(Solta, S. 71f., 81-85.)

#### Rohna

1848年の請願書によれば、1保有地あたりの償却地代は当村で30 T以下である。

(Zeise 1965, S. 57.)

## Schmeckwitz → Kriepitz

## Schönau

1840年。(a)騎士領 Schönau (1837年に Marienstern 修道尼院が購入) に属する当村の保有者 (38人) のうちの 2 人は隷役園地農 (Lassgärtner) であった。彼らは保有地を所有地に転化するために、おのおの 2 T 12 G の地代を支払わねばならなかった。(b) 領主の土地に対する村民の利用権は、領主が計 42 S の土地 (これは領主直営地の耕地・採草地の約 17% にあたる) を割譲して償却された。(c) 賦役・現物貢租の償却地代は 215 T 以上であり、地代銀行に委託された。

(Solta, S. 89f.)

## Schweinerden

1843年。償却の対象は農民 4 人と園地農 6 人の畜賦役・手賦役、小屋住農 9 人の刈取り、紡糸などの賦役、および、農民・園地農・1 小屋住農の現物貢租であった。償却地代は Marienstern 修道尼院の反対給付を差し引いて 171 T - 67 P、そのうち 135 T 24 G は地代銀行に委託され、残りの 35 T 6 G 7 P については 25 倍額の一時金が支払われた。また、領主直営地 Schweinerden (2/3 H) における地役権の廃止のために、領主は計 1 T 22 G 5 P の償却地代について一時金 43 T 22 G 5 P を支払った。

(Solta, S. 86f.)

## Wendischbaselitz → Kriepitz

## iii. Löbau 郡

## Berthelsdorf

(1) 1840年協定締結、承認。償却の対象は騎士領への園地農の賦役である。すなわち、(a) 彼らは土曜〔と日曜〕を除く毎日、日の出から日没まで各種の手賦役をはたす (反対給付は 1 G と 3 回の食事)。(b) 彼らの中の 3 人は日に 1 Schock の穀物を 1/6 の歩合で打穀する。(c) 彼らは 6 把 (Kloben) の亜麻を扱き (brechen)、4 Stück の麻糸を紡糸する。今や園地農は、領主からの木材給与 (Holzdeputat)、食事、貨金の放棄と引換えに、全く無償で上記の賦役の給付と世襲隷民制地代・警衛金 (Wachegeld) の支払とを免除された。

(2) 1844年協定締結、承認。償却の対象は騎士領への農民の賦役である。すなわち、(a) 畜賦役は毎週 3 日、1 日 2 組の連畜で各 4 時間。大農民 (Grossbauer) は馬 3 頭、他の農民は



- 馬2頭。(b)各農民は1人の手労働者を収穫期に毎日、また、命じられた時12日提供する。(c)乾草を5回搬入する。(d)4把の亜麻を抜き、4 Stückの麻糸を紡糸し、2畝の野菜を植える(setzen)。今や完全農民(Ganzbauern)は68—70T、半農民(Halbbauern)は約35Tの償却地代を地代銀行に支払う。
- (3)1850年協定締結、1851年承認。保有移転貢租(売買額の4%)。130人の土地保有者から償却地代571T—G 7 P。
- (4)1853年.Rentamt in Bautzenへのlandvoigteiliche Rente(年7T—G 2 P)。償却一時金140T 4 G(そのうち領主から没収農民保有地9½のために84T 10G、農民保有地8½と園地11から55T 24G)。
- (5)1856年。村が草地(Aue)を利用し、村内の道路・橋・牧人小屋の維持のための木材を領主から受け取る権利。領主から償却一時金1,600 T。
- (6)保有移転貢租。償却一時金744T 6 G 5 P。
- (Korschelt 1852, S. 80f., 88; Korschelt 1858, S. 36f.)

#### Kemnitz

1814年。領主への畜賦役の一部。賦役金は大農民から40T、Dreispännerから35T、Zweispännerから30T、Neunrühnerから25T、Sechsrühnerから20T。

(Peschel, S. 107f.)

#### Oberotthain

- (1)1800年に騎士領Oberotthainの所有者と1農民の間で償却協定が締結された。(i)この農民保有地は賦役を免除されて、世襲地とされ、この農民とその家族は世襲隸民制から解放される。その代金・償却金(Redemtionssumme) 2,500Tを彼は供託すべきである。(ii)騎士領の耕園におけるこの農民の放牧権は停止される。(iii)この農民は租税について自身で責任をもつ。(iv)裁判権、狩猟権、漁業権、羊放牧権は領主に維持される。(v)この農民は保護隸民(schutzuntertänig)となり、1Tの保護料を支払う。(vi)この保有地の譲渡に際しては4%の保有移転貢租(Laudemien)が支払われるべきである。世襲保護隸民制(Erb-schutzuntertänigkeit)からの身請け金(Lösegeld)は1人あたり1Dukatenである。(vii)先買権は領主に帰属する。
- (2)数年後、今1つの償却協定が当村の3人の他の農民と締結された。これらの農民は地域の慣例として毎日の賦役を義務づけられ、その子供たちは強制奉公をはたし、身請け金

(Losgeld) は男 1 人につき、10 T であった。賦役の際に農民には朝食、昼食、中食が出された。各農民の給付は 119 T 18 G、それから差し引かれるべき食事は 40 T と計算されたが、領主は償却金額を 69 T と定めた。これらの農民は賦役と貢租を免除され、世襲保護隸民となる。また、農場領主はこれらの保有地の上級所有権を留保する。

これらの償却協定 (Gross 1968, S. 77, によれば 1810 年の協定) は 1829 年にザクセン償却立法委員会において模範として利用された。

(Boelcke, S. 258f.)

#### iv. Zittau 郡

##### Drausendorf

1836 / 38 年。対象は Zittau 市所属の直営地 Drausendorf への下記の賦役。(a) 園地農の手賦役。(イ) 彼らは一番草・二番草を刈り取り、乾燥させ、積み重ねる。それに対して彼らは、いわゆる Fischerwiese の利用を 2 T 22 G の貢租で許される。(ロ) 彼らは「自分とも 2 人で」穀物を大鎌で刈り取り、結束し、束堆にし、刈後地 (Stoppeln) で後から掻き寄せる (nach-rechen)。それに対して彼らは穀物束の  $\frac{1}{6}$  を、また、刈取地の掻き寄せの際に各人がライ麦・燕麦 4 束 (Gebund)、小麦 3 束、大麦 2 束、そして、豌豆・ヴェッチについては  $\frac{1}{4}$ 、などを得る。(ハ) 彼らの妻は亜麻畑を除草し、亜麻を扱く (raufen, rüffeln, auflegen, wieder einrechen)。それに対して 1 人 1 日に 1 G 2 P、ただし、亜麻扱き (Brechen und Hecheln) の際には 1 把につき 6 P が与えられる。(ニ) 無償で 1 人 1 畝づつ野菜を植え付け、中耕 (hacken) する。それ以上が要求される場合には日給 1 G 2 P。(ホ) 肥料を撒布し、春に穀物を刈り込む (beschneiden)。日給 1 G 2 P。(ヘ) すべての穀物を  $\frac{1}{6}$  の歩合で打穀する。週初から 4 日間は 4 人で 62 束づつを打穀し、金曜にはシャベルで掻き回す (gewurfén)。(ト) 必要なすべての縄をつくる。それに対して彼らは全体で 2 T 12 G とライ麦  $\frac{1}{4}$  S を得る。(チ) 必要な Dachschoben をつくり、屋根を葺く。Schoben 60 束の製作に対して彼らは 8 G とライ麦  $\frac{1}{6}$  S を得る。屋根葺きの場合には各人 1 日 5 G。(リ) ナイセ河護岸工事の手賦役をはたす。日給 5 G。(b) 小屋住農の手賦役。(イ) 直営地における各種の手労働 (収穫と打穀を除く) をはたす。各人年 6 日で無償。(ロ) 1 人 1 畝づつ野菜を植え付け、中耕する。無償。(c) 園地農・小屋住農全体に「順番に」(der Zeche nach) 課される手賦役。(イ) 水道を修理する。(ロ) Wittgendorf と共同で Hirschfelder Strasse を除雪する。(ハ) Hirschfelde, Roh -

nau, Seitendorf, Wittgendorfと共同で直営地建物を修理する。(二)その子供を直営地で強制奉公人(Zwangsgesinde)として1年間奉公させる。

この賦役の償却地代77T 8G 4Pは地代銀行に委託された。また、直営地借地人が従来利用してきたNeisswiesenが園地農に5Sずつ、小屋住農に2Sずつ割譲された。

(Moráwek, S. 43-46.)

#### Hirschfelde

(1)1806年。Zittau市所属の直営地Drausendorfへの1年間の僕婢奉公。1戸あたりの償却地代2G。

(2)1842年。Zittau市に対する手賦役(建築賦役など)。園地農・小屋住農の各戸から償却地代27G 6P。

(Knothe, S. 106f.)

#### Oberleuba

Marienthal修道尼院に対する当村の諸負担は下記の通りである。(a)農民11人。(イ)おのおの犁耕2日、Pliessnitzwieseからの乾草搬入、2頭立ての木材運搬30回、結束(Abraffertag)1日、粗麻糸10ポンドの紡糸、火災・水害の際の救助運搬。(ロ)Altstadt, Blumberg, Grunau, Russdorf, Schönfeldと共同で、修道院から買い手まで羊毛を、また、Ostritzの製粉所に白用の石を運搬する。(ハ)園地農10人と共同で、平均して2年に1回、3%Sの燕麦を納入する。(ニ)農民10人と園地農5人の土地でミカエルの日からヴァルブルギスまで領主の羊400頭が放牧される。(b)園地農・小屋住農。各人が乾草の掻き寄せ2日、穀物の刈取り1日、結束1日、亜麻抜き(Raufen, Brechen)2日、粗麻糸の紡糸(園地農は10ポンド、小屋住農は2ポンド)、建築手賦役、Grunau, Ostritz, Schönfeldと共同で打穀と後仕末、冬穀・夏穀・一番草・二番草の大鎌刈取り、亜麻のDreschen、藁縄づくり。(c)労働時間は掻き寄せと亜麻抜きの場合は朝8時から日没まで(休憩1時間ないし1時間半)、刈取りと結束の場合は朝5時から日没まで(休憩2時間)。(d)反対給付として農民は犁耕について昼食、パン、チーズと馬用の乾草を、乾草搬入についてパン、ビールと乾草を、結束について朝食、昼食、中食、夕食、パンとチーズを、羊毛運搬について酒手を得る。園地農と小屋住農は掻き寄せ・亜麻抜きについて昼食、中食、夕食、パンとチーズを、刈取り・結束について朝食、昼食、中食、夕食、パンとチーズを、建築手賦役の際に昼食、夕食とパンを、打穀について打穀人分け前(Drescherhebe)、ライ麦、亜麻畑と草地の用益を、亜麻

の Dreschen・牧草と穀物の大鎌刈取りについて賃金、食事、パン、チーズと穀物を、藁縄つくりについてライ麦を、紡糸について賃金とパンを得る。(e)世襲賃租。農民から 6 G、園地農から 4 G、小屋住農から 2 G。

1840年に償却協定が締結され、1841年にこれらの給付の償却一時金2,100 T 5 G 10 P が支払われた。

(Doehler, S. 57—59.)

### Reichenau

(1)1839年協定締結。Zittau 市所属の当村の農民 3 人と小屋住農 22 人の負担。小屋住農から 9 G 4 P の Hoferente と 1 G の奉公・隸民制地代、農民から 6 T 16 G。ただし、3 人の Rütner と 4 人の小屋住農からは奉公・隸民制地代のみ。償却事務費は 66 T 7 G 9 P に上った。

(2)1840年協定締結、1841年承認。Marienthal 修道尼院に所属する当村住民は下記の構成を示す。世襲隸民制の廃止のために 53 人の農民のおのおのから償却地代 2 G 7 P、3 人の農民

農 民	57
園 地 農	14
Rütner	29
小屋住農	489
計	596

および園地農・Rütner 16 人から 5 G 1 P、1 人の農民

および園地農・Rütner・小屋住農 517 人から 2 G 6 P。

この場合、奉公強制に服さない修道尼院所属領民の事情が考慮されている。

(3)すでに 1843 年 10 月に、当村を含む Marienthal 修道尼院所属の村々は領主に対して請願した。『織布のみによってパンを稼がねばならないが、どれほど骨折しても 1 日にせいぜい 2 ½ G を稼ぐにすぎない人々の、ほとんど先例のない不幸と未曾有の貧困と窮乏』を考慮して、今年の織機賃租 (Stuhlzins) を全額あるいは一部免除するように、と。「この請願は……承認された。」

1846 年 7 月になると当村は領主に対して次の 3 点を要望した。(i) Berutzahlte が領主に支払うべき、いわゆる手付け金 (An- und Aufgeld) は、その収入がわずか 4 T 1 G 5 P にすぎないけれども、477 Ruten に割り当てられるべきであるので、「非常に面倒」であること、(ii) 借家人 (Inwohner) が 2 G 9 P ずつ支払うべき、いわゆる借家人賃租 (Hausleutegeld) は最近 7 年間に平均して 30 ½ 組の夫婦に課され、合計 2 T 28 G 4 ½ P となったが、転入・転出によってしばしば変動するので「煩わしい」こと、(iii) 織機賃租が償却されること。これに関連して領主の地代徴収役は次のように報告した。(i) 借家人賃租は村民の

主張するように2G9Pではなく、2G4Pないし3Gであること、(ii)織機台数は実際に減少しつつあり、裁判所もかならずしもすべての織機を報告しないために、村税・人税徴収役に全織機の目録を請求する必要があること、(iii)織機賃租を徴収するための費用は9T29Gであること。

これらの貢租の償却に関する協議は修道尼院法律顧問Just(Zittau)と当村の村長、3人の村長補佐、15人の村民選出委員との間で1846年10月に開始された。そこにおいて基礎となったのは、過去数年間の実績(別表)である。(借家人貢租は夫婦1組につき3G、1台あ

年	借家人貢租		織機賃租		
	組数	徴収額	操業織機数	徴収額	未徴収額
1840	—	—	294	110 T 8 G—P	36 T 16 G—P
41	30	3 T—G	309½	102 T 17 G 1 P	52 T 5 G 4 P
42	30	3 T—G	288½	93 T 2 G 5 P	51 T 5 G—P
43	24	2 T 12 G	277½	54 T 27 G 9 P	83 T 24 G 6 P
44	31	3 T 3 G	258½	79 T 2 G 5 P	47 T 5 G—P
45	—	—	239	83 T 7 G 5 P	36 T 22 G 5 P
年平均	—	—	—	87 T 5 G—P	51 T 8 G—P

たりの織機賃租は土地保有者(Angesessene)から15G、土地非保有者(Unangesessene)から7G5Pであった。)ここで次の合意をみた。(a)年4T1G5Pの手付け金の廃止のためにBerutzahlteは25倍額の101T7G5Pを14日以内に支払う。1846年については手付け金は徴収されない。(b)土地非保有者についての2G9Pの借家人貢租の徴収権が領主から当村に「譲渡」されるために、当村は本年末に60Tの一時金を領主に支払う。1846年についてはこの貢租は徴収されない。(この60Tのうち20Tは、財産のある借家人(Hausleute)により負担され、40Tは当村の金庫から支出された。)(c)織機賃租徴収権が領主から当村に「譲渡」されるために、操業中の織機は1,500Tの一時金を支払う。それに対して1846年から4%の利子が付けられる。本年についてはこの貢租は徴収されない。(d)償却事務費は当村がすべて負担する。

この合意の承認を法律顧問は領主に勧告した。その理由として彼は言う。(i)手付け金の割当てと徴収は「非常に煩雑」で、「領主もこの貢租に関しては権利の根拠を証明できない……。」(ii)転入・転出による絶えざる変動のために借家人貢租の徴収は「非常に厄介で煩わしい」ばかりでなく、借家人の負担もなにごしか軽減されるべきである。(iii)織機賃租は

「不承不承にしか」支払われていない。すでに1830年にこれをめぐって多くの苦情書が提出されており、「暴動は権利者の非常な寛大さと当局の仲介的干渉によってのみ克服」されたのである。それ以後も、法律によるこの貢租の廃止を求める請願書は止むことがない。時にはこのような提案は聞き届けられて、領主に適当な補償をすることによって村々が織機賃租の徴収権を獲得してきた。その上に、領主は、最初の2貢租についてはそうではないが、織機賃租については徴収費を負担せねばならなかった。

翌月の協議において領主は次のように通告した。(a)と(b)については、1846年分の手付け金の支払を条件として承認するが、(c)の補償額1,500 Tは不十分である。この貢租の年平均額は87 T 5 G、徴収費は12 Tであり、したがって、残額75 T 5 Gの25倍額1,875 Tが一時金であるべきであるが、切り下げて1,750 Tが適当であると、それに対して当村の代表者は償却一時金が1,600 Tまでならよいが、それ以上は支払えないと主張し、領主も同年12月にこれを容認した。そして、協定は1847年6月に全国委員会によって承認された。

「これでもって織機賃租問題は解決したように思われた」が、そうではなかった。「動乱の1848年がやってきた。」3月27日に当村参事会(村長および2人の村長補佐)は次の請願を領主に提出した。『現時の諸事件と織布業のまったき不振は、従来平穏であった我々の村においても人心の緊張を惹き起こした……。Zittau市参事会が織機賃租の永久廃止を承認……したことが知られた時、すべての人はとくに注目した。そのために……我々も、昨年償却された織機賃租の一時金と利子を……永久に解放し免除するよう請願する。……我々の請願の認可によって我々は……村内の安寧秩序を維持したいと希望している、』と。そして、この請願は3月29日領主によって聞き届けられたのである。

(Engelmann, S. 116, 118—125.)

#### 引用文献

- Ackermann, Otto, *Die Entwicklung der Landwirtschaft auf den Vorwerken der schönburgischen Herrschaften Wechselburg und Penig vom 16. Jahrhundert bis zur Gegenwart*. Diss. Leipzig 1911.
- Bergmann, Alwin, *Geschichte des Zschoner Grundes bis zur Ablösung aller Fronen*. Briesnitz 1902.
- Blaschke, Karlheinz, Hrsg., *Historisches Ortsverzeichnis von Sachsen*. Leipzig 1957.

- Boelcke, Willi, *Bauer und Gutsherr in der Oberlausitz*. Bautzen 1957.
- [Bradsky von Laboun, Rudolf Ritter,] *Geschichte der Rittergüter Thürmsdorf, Kleinstruppen und Neustruppen mit ihren Dörfern*. Königstein a. E. . [1905.]
- Brandner, F.A., *Lauenstein*. Lauenstein 1845.
- Buchholz, Walter, „Die Ablösung der Frondienste und Naturalleistungen beim Rittergute Seifersdorf bei Radeberg“. In: *Neues Archiv für Sächsische Geschichte und Altertumskunde*, Bd. 51, 1930.
- Crasselt, Br., „Die Ablösung der Fronen und Zinsen Sachsdorfs“. In : *Unsere Heimat, Heimat-Beilage zum Wilsdruffer Tageblatt*, Bd. 14, 1925.
- Dame, Cai, *Die Entwicklung des ländlichen Wirtschaftslebens in der Dresden-Meißner Elbtalgegend von der Sorbenzeit bis zum Beginn des 19. Jhts*. Diss. Leipzig 1911.
- Doehler, Richard, *Geschichte des Dorfes Leuba in der Königlich Sächsischen Oberlausitz*. Zittau 1907.
- Engel, L[üder] H[ermann] H[ans] von, *Oeconomische und statistische Reisen durch Chursachsen und dessen angränzende Länder*. Leipzig 1803.
- Engelmann, Ludwig, *Geschichte von Reichenau*. Bd. 2. Zittau 1905.
- Geisler, Johann August, *Chronik des Dorfes Ursprung*. Stollberg 1858.
- Gross 1967, Reiner, „Zur sozialökonomischen Lage der Cainsdorfer Bauern vom 16. bis 19. Jahrhundert“. In : *Pulsschlag, Kulturspiegel mit vollständigem Veranstaltungsplan für Stadt und Kreis Zwickau*, Bd. 12, H. 7.
- Gross 1968, Reiner, *Die bürgerliche Agrarreform in Sachsen in der ersten Hälfte des 19. Jahrhunderts*. Weimar.
- Hartstock, Erhard, „Zur sozialen Struktur und Lage der Dorfbevölkerung in den Amtshauptmannschaften Bautzen und Kamenz (1840–1848)“. In : *Letopis, Jahresschrift des Instituts für sorbische Volksforschung*, Reihe B, Nr. 10/1, 1963.
- Heye, Karl, *Die historische Entwicklung der Landwirtschaft auf dem Rittergut Trebsen seit Mitte des 18. Jahrhunderts*. Halle a. S. 1896.
- Jahn, Heinz, „Zur Fronablösung in Weissbach und Wildenfels“. In : *Der Heimatfreund für das Erzgebirge*, Bd. 23, H. 6, 1978.
- Kippe, „Etwas über Frondienste und ihre Ablösung in der Umgegend von Wilsdruff“. In : *Unsere Heimat, Beilage zum Wochenblatt für Wilsdruff und Umgegend*, Bd. 6, 1914.
- Knothe, Hermann Friedrich, *Geschichte des Fleckens Hirschfelde in der königlich sächsischen Oberlausitz*. Dresden 1851.

- Korschelt, 1852, G., *Geschichte von Berthelsdorf*. Berthelsdorf und Leipzig.
- Korschelt 1858, G., *Nachtrag zur Geschichte von Berthelsdorf*. Löbau.
- Kretzschmar, Anonym, „Julie Kretzschmar“. In : *Constitutionelle Staats-Bürgerzeitung und Insel Rügen*, 1833, No. 193.
- Lesske 1892, Friedrich August, *Beiträge zur Geschichte und Beschreibung des Plauenschen Grundes*. Bd. 1. Dresden und Leipzig.
- Lesske 1896, Friedrich August, *Beiträge zur Geschichte und Beschreibung der Dörfer Ober- und Niedergorbitz, Wölfnitz, Pennrich, Nausslitz und Neunimptsch*. Deuben.
- Lindner, O., „Ehemalige Fronen, Dienste sowie andere Leistungen und deren Auswirkung auf kleinbäuerliche Betriebe unserer Heimat“. In : *Unsere Heimat, Beilage des Generalanzeigers für das untere Erzgebirge*, Bd. 9 und 10, 1933—34.
- [Lommatzsch, Georg,] „Die Einwohnerzahlen der Landgemeinden von 1834 bis 1900 und die Veränderungen in der Verwaltungseinteilung des Königreichs seit 1815“. In : *Zeitschrift des K. Sächsischen Statistischen Landesamtes*, Bd. 51, 1905.
- Moráwek, Carl Gottlob, *Geschichte von Drausendorf*. Zittau 1873.
- Müller, Rudolf Roland, *Die Rechtsbeziehungen zwischen den Rittergutsherren und den Bauern der Herrschaft Neuschönfels in Sachsen vom Jahre 1548 bis zur Mitte des 19. Jahrhunderts*. Leipzig 1937.
- Peschel, Johann Christoph, *Geschichte von Kemnitz*. Zittau [1861].
- Schmidt, Theodor, „Frondienste, Zehntenmann, Ablösung“. In : *Aus der Heimat für die Heimat, Beiblatt zum Burgstädter Anzeiger*, 1911, Nr. 12.
- Schöne, Bruno, *Die wirtschaftlichen und sozialen Verhältnisse der Gemeinde Kühren*. Diss. Leipzig 1904.
- Solta, Johannes, *Die Ertragsentwicklung in der Landwirtschaft des Klosters Marienstern*. Bautzen 1958.
- Strohbach 1936, Horst, *Eyne Chronik der Doerffer tzur Niedern-Frohna und tzum Gannshorn*. Bd. 1. Oberfrohna.
- Strohbach 1940, Horst, *Chronik Kändler*. (Manuskript im Stadtarchiv Karl-Marx-Stadt)
- Strohbach 1963, Horst, *Die Lage und die Freiheitsbestrebungen der Bauern vom Grossen Deutschen Bauernkriege an bis zum Uebergang in die sozialistischen Grossraumwirtschaft im Bereiche des Mulde-Chemnitz-Gebietes*. (Manuskript im Stadtarchiv Karl-Marx-Stadt)
- Strohbach 1966, Horst, *Fortschrittliche Generationen der Bauernschaft bahnen in jahrhundertelangen Kämpfen den Weg zur Freiheit*. (Manuskript



im Stadtarchiv Karl-Marx-Stadt)

Trautmann, Otto, *Kaditz bei Dresden*. Dresden 1909.

Zeise 1965, Roland, *Die antifeudale Bewegung der Volksmassen auf dem Lande in der Revolution 1848/49 in Sachsen*. Diss. Potsdam.

Zeise 1968, Roland, „Zur sozialen Struktur und zur Lage der Volksmassen auf dem Lande am Vorabend der Revolution von 1848/49 in Sachsen“. In : *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte*, (Bd. 9,) Teil 1.